



保医発1105第2号  
平成24年11月5日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

### D P C 対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成24年10月22日に提出すべき、平成24年7月分から平成24年9月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成24年12月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
医療法人大植会葛城病院 大阪府岸和田市真上町250-1	平成24年12月1日から 平成24年12月31日まで
仙北組合総合病院 秋田県大仙市大曲通町1番30号	
財団法人星総合病院 福島県郡山市大町二丁目1-16	
北村山公立病院 山形県東根市温泉町二丁目15番1号	
綾瀬循環器病院 東京都足立区谷中3-12-10	
山梨赤十字病院 山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1	

病 院 名	適 用 期 間
福岡市民病院 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番1号	平成24年12月1日から 平成24年12月31日まで
医療法人埼玉成恵会病院 埼玉県東松山市大字石橋1721番地	
医療法人康麗会笛吹中央病院 山梨県笛吹市石和町四日市場47-1	
J A 静岡厚生連遠州病院 静岡県浜松市中区中央一丁目1番1号	
医療法人社団誠和会牟田病院 福岡県福岡市早良区干隈3丁目9番1号	
医療法人芳和会くわみず病院 熊本県熊本市中央区神水1丁目14-41	
医療法人社団井口会総合病院落合病院 岡山県真庭市落合垂水251番地	
白浜はまゆう病院 和歌山県西牟婁郡白浜町1447番地	
医療法人潤愛会鮫島病院 鹿児島県鹿児島市加治屋町9-8	
医療法人社団札幌道都病院 北海道札幌市東区北17条東14丁目3番2号	